

[第2号議案] 役員補充の件

役員欠員に伴う補充選任の承認についてお願いします。

----- 定 款 抜 粹 -----

(役員を設置)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
 - 3 理事のうち5名以内を副会長とする。
 - 4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。
 - 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(役員任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

[第3号議案] その他